

## 共同企業体協定書

### (目的)

第1条 当共同企業体は、「鹿児島市国民宿舎レインボーサンセット及び鹿児島市桜島マグマ温泉（以下「当該施設」という。）」の管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同連帶して営むことを目的とする。

### (名称)

第2条 当共同企業体は、○○・○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番○○号に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和○年○月○日に成立し、当該施設における指定期間の満了後○箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

### (構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 ○○市○○町○○番○○号

商号又は名称 ○○株式会社

代表者 ○○ ○○

所在地 ○○市○○町○○番○○号

商号又は名称 ○○株式会社

代表者 ○○ ○○

### (代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

### (代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、鹿児島市と折衝する権限並びに指定管理者指定申請書の提出、当該業務に係る協定の締結、経費の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について鹿児島市と協定内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○株式会社 ○○%

○○株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考のうえ構成員が協議して評価するもの

とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者委託事業者の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該業務の履行及び第三者委託契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務の履行の年度ごとに当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、鹿児島市及び他の構成員全員の承認がなければ、当該施設における指定期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、鹿児島市の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帶して当該業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び鹿児島市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び鹿児島市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とができるものとする。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社及び○○株式会社は、上記のとおり○○・○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

所在地 ○○市○○町○○番○○号

商号又は名称 ○○株式会社

代表者 ○○ ○○ 印

所在地 ○○市○○町○○番○○号

商号又は名称 ○○株式会社

代表者 ○○ ○○ 印